

令和 6 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その3

令和 6 年 5 月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

業 務 説 明 書

1. 概要

対象施設

管径

700～3,500 mm

※矩形管については診断箇所一覧表を参照

円形管

開削工法

4,625 m

矩形管

現場打ち

1,333 m

円形管

シールド

115 m

標準マンホール

133 箇所

設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所

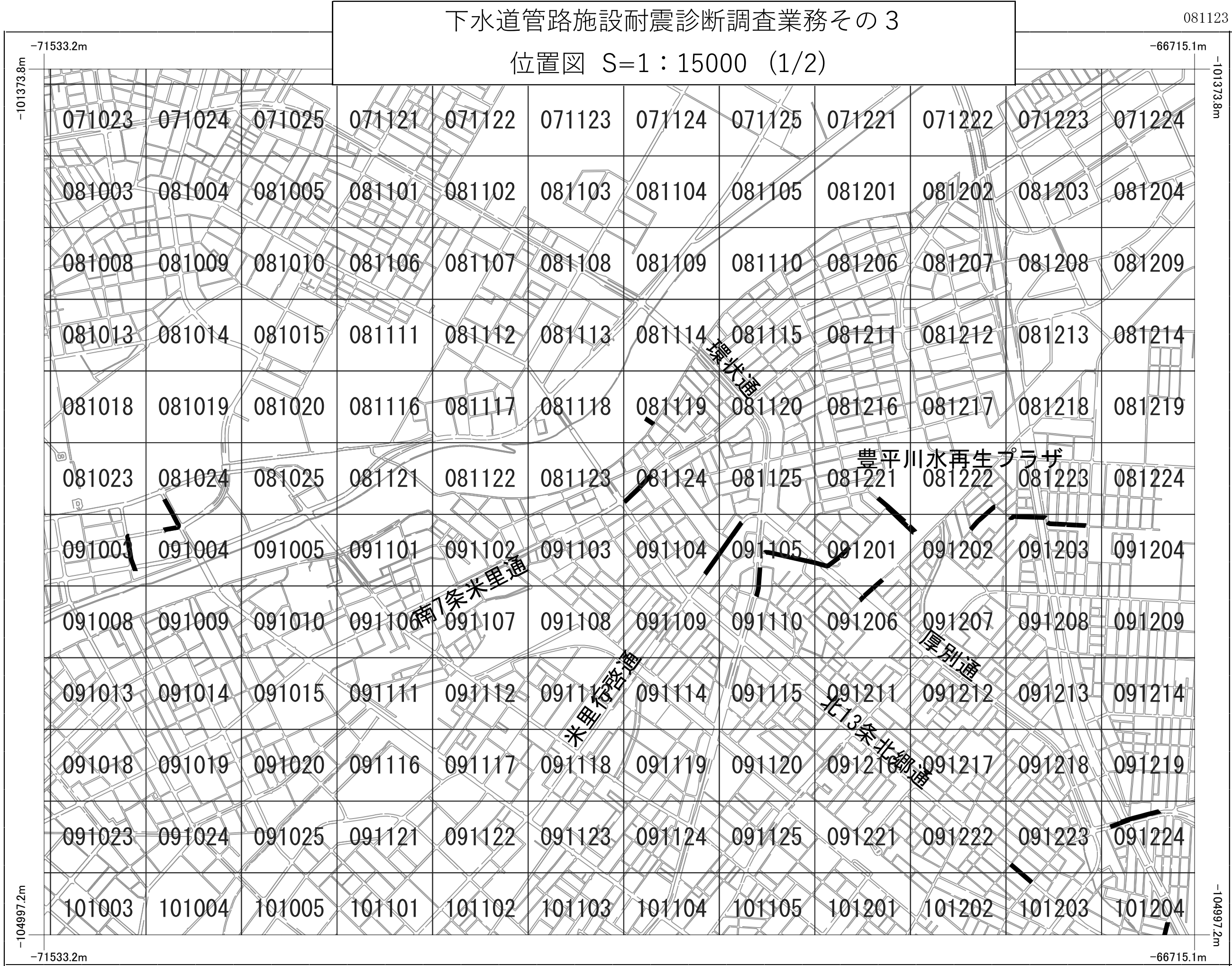
別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間

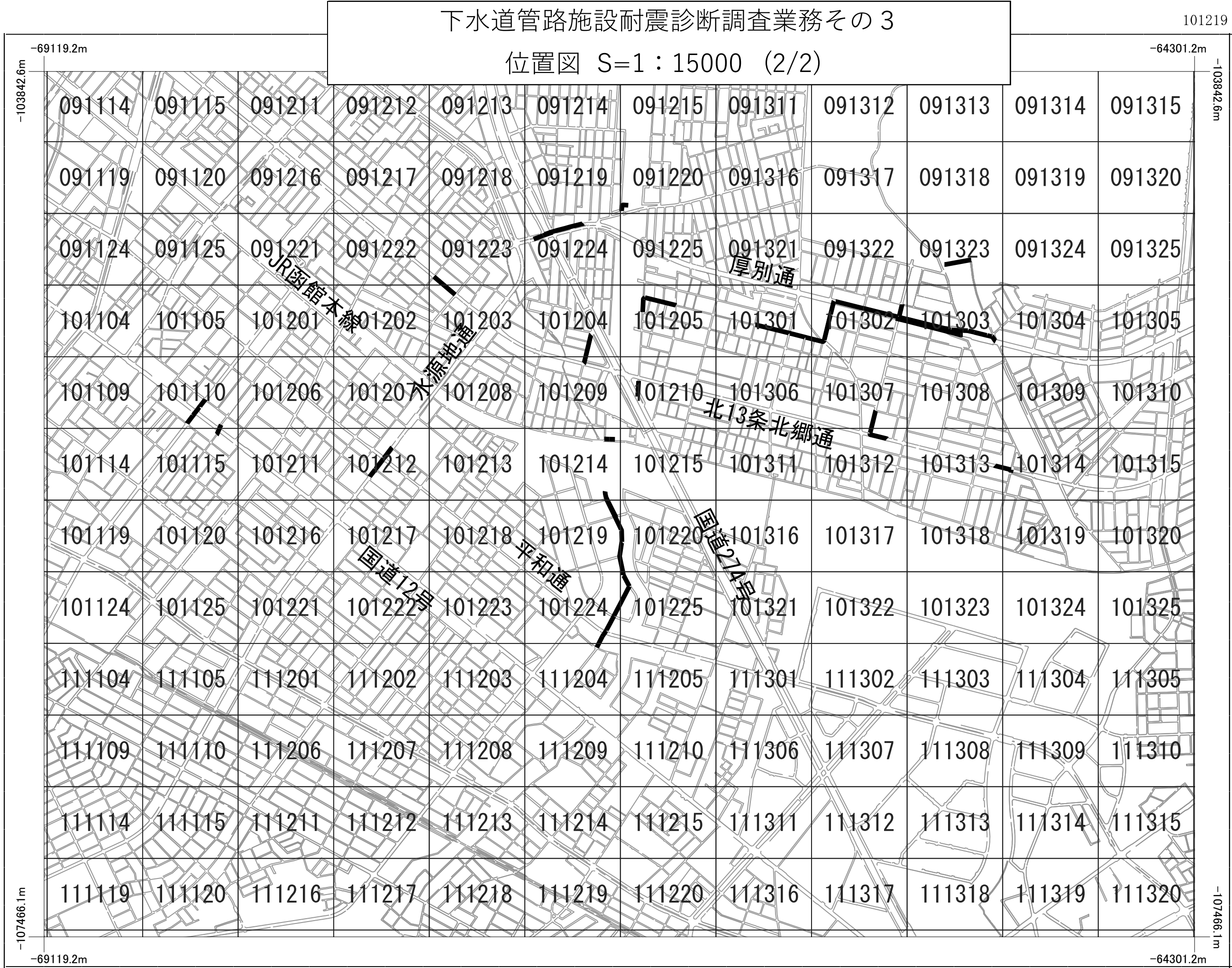
契約締結日から令和6年12月20日まで
4. 位置図

別添による。(位置図2枚)
5. 仕様書

別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書

—





()	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その3
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和 6 年 12 月 20 日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		☒ 有 無
設 計 協 議		中間打合せ 2 回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 4,625 m 矩形管（現場打ち） 1,333 m 円形管（シールド） 115 m
	調 査 対 象 管 路	☒ 雨水・汚水共、 ☒ 合流のみ、 ☒ 汚水のみ、 ☒ 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	☒ 有 無
	特 殊 構 造 物	☐ 有 ☒ 無 特殊マンホール（ 基） マンホール形式ポンプ場（2 次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（ ）
	耐 震 計 算	☒ 有（応答変位法） 無 レベル 1 地震動 ☒ レベル 1 及び 2 地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 ☒ 標準以外（118 断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	15 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 700～3,500mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法 推進工法（シールド）

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の 2 回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-197	081119056	081119005	2200×2200	44	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	菊水元町4条1丁目
P-198	081124014	081124011	1000	88.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町3条4丁目
P-199	081124011	081124068	1000	74.25	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町3条2丁目
P-200	081222167	091202127	2300×1610	86.84	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条3丁目
P-201	091003167	091003155	1100	154.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	大通東12丁目
P-202	091004001	091004054	1100	52.43	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北2条東13丁目
P-203	091004054	081024010	1100	119.28	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北2条東13丁目
P-204	091104159	091105011	3000×2400	107.53	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷3条1丁目
P-205	091105072	091105112	1350	108.53	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条2丁目
P-206	091105112	091201011	1350	108.53	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条2丁目
P-207	091105008	091105004	3000×2400	83.81	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷4条1丁目
P-208	091105011	091105008	3000×2400	73.66	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷4条1丁目
P-209	091110054	091105077	1350	123.63	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条2丁目
P-210	091201012	091201059	1350	67.78	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町6条4丁目
P-211	091201059	091201058	1500	60.33	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町6条4丁目
P-212	091201011	091201012	1350	46.91	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条2丁目
P-213	091201160	091201152	1500	26	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町7条4丁目
P-214	091201152	081221152	1500	94.45	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	菊水元町7条4丁目
P-215	091201154	081221127	2400×1680	112.28	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	菊水元町7条4丁目
P-216	091202025	091201162	2400×1680	36	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷6条3丁目
P-217	091202023	091201160	1400×1400	32	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	菊水元町8条3丁目
P-218	091202127	091202107	2300×1610	44.31	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷6条3丁目
P-219	091203051	091203002	2300×1610	75.71	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条3丁目
P-220	091203105	091203103	2300×1610	41.99	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条7丁目
P-221	091203101	091203055	2300×1610	46.56	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条7丁目
P-222	091203103	091203101	2300×1610	41.29	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条7丁目
P-223	091203153	091203105	2300×1610	40.36	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条7丁目
P-224	091203053	091203051	2300×1610	47.56	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷9条7丁目
P-225	091203002	091203805	2300×1610	30.7	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	北郷8条3丁目
P-226	091206101	091201107	1350	54.51	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷5条3丁目
P-227	091206102	091206101	1350	49.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷5条3丁目
P-228	091206054	091206027	1350	5.98	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条3丁目
P-229	091206027	091206102	1350	17.69	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷5条3丁目
P-230	091220008	091220009	2250×1570	49.54	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	北郷5条10丁目
P-231	091223017	101203054	800	117.59	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷3条7丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-232	091224062	091224011	700	42.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条9丁目
P-233	091224011	091224014	700	42.06	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷4条9丁目
P-234	091224028	091224129	2250×1570	165.89	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	北郷5条7丁目
P-235	091323454	091323501	3500	114.5	セグメント（R C）1次履工	雨水	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	白石区	川下5条4丁目
P-236	101110120	101110115	1100	43.76	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通3丁目南
P-237	101110076	101110120	1100	41.34	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通3丁目南
P-238	101110115	101110108	1100	42.09	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通3丁目北
P-239	101115156	101110174	1000	45	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通4丁目南
P-240	101205274	101205306	1000	134.12	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条11丁目
P-241	101205201	101205274	1000	10.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条11丁目
P-242	101205202	101205201	1000	54.07	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条11丁目
P-243	101209103	101204121	1200	126.45	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	北郷3条9丁目
P-244	101210208	101210207	1000	23.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷2条11丁目
P-245	101210207	101210204	1000	46.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷2条11丁目
P-246	101212105	101212103	1000	57.04	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通7丁目北
P-247	101212062	101212105	1000	57.59	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通7丁目南
P-248	101212063	101212062	1000	39.41	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通7丁目南
P-249	101214153	101214152	1650	19.79	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	雨水	開削工法	白石区	北郷1条10丁目
P-250	101214152	101214803	1650	24.1	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	雨水	開削工法	白石区	北郷1条10丁目
P-251	101219157	101220002	1000	61	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通12丁目北
P-252	101219800	101219152	1000	3.75	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通11丁目北
P-253	101219152	101214807	1100	80.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通11丁目北
P-254	101219155	101214157	2600×1820	122.57	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	平和通11丁目北
P-255	101220002	101220001	1000	49	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通12丁目北
P-256	101220001	101219800	1000	64.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通12丁目北
P-257	101224156	101225002	1000	142.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目北
P-258	101224163	101224159	1000	29.33	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目南
P-259	101224159	101224156	1000	68.65	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目北
P-260	101225002	101225001	1000	52.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目北
P-261	101225001	101219157	1000	81.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目北
P-262	101301269	101301368	1000	148	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条12丁目
P-263	101301368	101301374	1000	69.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条13丁目
P-264	101301374	101302227	1000	76.28	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条13丁目
P-265	101302561	101303513	1800	284.48	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	雨水	開削工法	白石区	川下5条3丁目
P-266	101302226	101302218	1000	109.69	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下4条2丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-267	101302227	101302226	1000	7.85	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	北郷4条13丁目
P-268	101302256	101302310	1100	119.06	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条2丁目
P-269	101302218	101302212	1000	59.49	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下4条2丁目
P-270	101302310	101302369	1100	149.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条3丁目
P-271	101302369	101303267	1100	148	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-272	101302559	101302556	1950×1370	50.25	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-273	101303513	101303953	1800	6	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	雨水	開削工法	白石区	川下4条5丁目
P-274	101303307	101303308	1100	20.92	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-275	101303308	101303322	1100	22.11	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-276	101303276	101303307	1100	50.85	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下4条5丁目
P-277	101303267	101303276	1100	79.96	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-278	101303352	101303353	1100	23.48	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-279	101303322	101303355	1100	55.66	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-280	101303355	101303352	1100	26.73	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	川下5条4丁目
P-281	101312541	101307516	1000	98.25	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	川下3条4丁目
P-282	101312555	101312541	1000	78.85	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	川下3条4丁目
P-283	101314414	101314413	800	12.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	川下2条8丁目
P-284	101314413	101313560	900	72.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	川下3条7丁目
P-285	111204152	101224163	1000	52.13	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	平和通14丁目南

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-258	081024010	(09) 3号型マンホール（角型）	15.02	4.5	昭和63年	017933	(01) 中央区	北2条東14丁目
M-259	081119005	(21) 制水ゲート	11.3	8.75	昭和56年	010000	(04) 白石区	菊水元町4条1丁目
M-260	081119056	(16) 特殊6号型マンホール	11.24	8.61	昭和56年	010000	(04) 白石区	菊水元町4条1丁目
M-261	081124011	(09) 3号型マンホール（角型）	11.36	5.01	昭和50年	004320	(04) 白石区	菊水元町3条2丁目
M-262	081124014	(09) 3号型マンホール（角型）	11.44	4.93	昭和50年	004320	(04) 白石区	菊水元町3条4丁目
M-263	081124068	(09) 3号型マンホール（角型）	11.3	5.08	昭和50年	004320	(04) 白石区	菊水元町3条2丁目
M-264	081221127	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.25	6.4	昭和49年	003820	(04) 白石区	菊水元町8条3丁目
M-265	081221152	(04) 4号型マンホール	8.54	6.21	昭和46年	002522	(04) 白石区	菊水元町7条4丁目
M-266	081222167	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.08	4.71	昭和48年	003369	(04) 白石区	北郷9条3丁目
M-267	091003155	(09) 3号型マンホール（角型）	15.63	4.84	昭和46年	002640	(01) 中央区	北2条東12丁目
M-268	091003167	(09) 3号型マンホール（角型）	16.46	5.5	昭和46年	002658	(01) 中央区	大通東12丁目
M-269	091004001	(09) 3号型マンホール（角型）	14.2	3.55	昭和46年	002640	(01) 中央区	北2条東13丁目
M-270	091004054	(09) 3号型マンホール（角型）	16.04	5.44	昭和46年	002640	(01) 中央区	北2条東13丁目
M-271	091104159	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.22	4.34	昭和42年	041302	(04) 白石区	北郷3条1丁目
M-272	091105004	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.68	4.12	昭和41年	041303	(04) 白石区	北郷4条1丁目
M-273	091105008	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.87	4.19	昭和42年	041302	(04) 白石区	北郷4条1丁目
M-274	091105011	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.97	4.23	昭和42年	041302	(04) 白石区	北郷4条1丁目
M-275	091105072	(04) 4号型マンホール	10.2	6.85	昭和48年	003367	(04) 白石区	北郷4条2丁目
M-276	091105077	(04) 4号型マンホール	12.5	7.54	昭和48年	003368	(04) 白石区	北郷4条2丁目
M-277	091105112	(04) 4号型マンホール	9.84	6.67	昭和48年	003367	(04) 白石区	北郷4条2丁目
M-278	091110054	(04) 4号型マンホール	10.49	4.44	昭和48年	003368	(04) 白石区	北郷4条2丁目
M-279	091201011	(04) 4号型マンホール	9.45	6.46	昭和48年	003366	(04) 白石区	北郷4条2丁目
M-280	091201012	(04) 4号型マンホール	11.15	8.23	昭和48年	003366	(04) 白石区	菊水元町6条4丁目
M-281	091201058	(04) 4号型マンホール	8.83	6.12	昭和48年	003366	(04) 白石区	菊水元町7条4丁目
M-282	091201059	(04) 4号型マンホール	9.13	6.32	昭和48年	003366	(04) 白石区	菊水元町6条4丁目
M-283	091201107	(04) 4号型マンホール	8.45	4.96	昭和47年	002954	(04) 白石区	菊水元町5条3丁目
M-284	091201152	(04) 4号型マンホール	8.53	6.03	昭和46年	002522	(04) 白石区	菊水元町7条4丁目
M-285	091201154	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.42	6.5	昭和49年	003820	(04) 白石区	菊水元町7条4丁目
M-286	091201160	(21) 制水ゲート	8.5	5.96	昭和46年	002522	(04) 白石区	菊水元町7条4丁目
M-287	091201162	(21) 制水ゲート	8.42	6.49	昭和49年	003821	(04) 白石区	北郷6条3丁目
M-288	091202023	(21) 制水ゲート	8.5	5.92	昭和46年	002522	(04) 白石区	菊水元町8条3丁目
M-289	091202025	(21) 制水ゲート	8.42	6.47	昭和49年	003821	(04) 白石区	北郷6条3丁目
M-290	091202107	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.72	5.42	昭和48年	003369	(04) 白石区	北郷8条3丁目
M-291	091202127	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.9	5.58	昭和48年	003369	(04) 白石区	北郷6条3丁目
M-292	091203002	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.53	5.12	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条3丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-293	091203051	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.88	5.43	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条3丁目
M-294	091203053	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.8	5.33	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-295	091203055	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.79	5.31	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-296	091203101	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.75	5.25	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-297	091203103	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.44	4.92	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-298	091203105	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.6	5.06	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-299	091203153	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.34	4.79	昭和49年	003818	(04) 白石区	北郷9条7丁目
M-300	091203805	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	7.5		昭和48年	003369	(04) 白石区	北郷8条3丁目
M-301	091206027	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.58	5.2	令和01年	063148	(04) 白石区	北郷4条3丁目
M-302	091206054	(14) 特殊4号型マンホール	8.96	5.09	昭和47年	002954	(04) 白石区	北郷4条3丁目
M-303	091206101	(04) 4号型マンホール	8.39	4.75	昭和47年	002954	(04) 白石区	北郷5条3丁目
M-304	091206102	(14) 特殊4号型マンホール	8.93	5.21	昭和47年	002954	(04) 白石区	北郷5条3丁目
M-305	091220008	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.3	2.38	昭和46年	900000	(04) 白石区	北郷5条10丁目
M-306	091220009	(21) 制水ゲート	12.36	6.56	昭和46年	900000	(04) 白石区	北郷5条10丁目
M-307	091223017	(02) 2号型マンホール（円型）	14.1	4.7	昭和47年	002968	(04) 白石区	北郷3条7丁目
M-308	091224011	(02) 2号型マンホール（円型）	9.55	5.09	昭和48年	003370	(04) 白石区	北郷4条9丁目
M-309	091224014	(02) 2号型マンホール（円型）	9.57	5.2	昭和48年	003370	(04) 白石区	北郷4条8丁目
M-310	091224028	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.81	3	昭和46年	900000	(04) 白石区	北郷5条7丁目
M-311	091224062	(02) 2号型マンホール（円型）	9.35	4.79	昭和48年	003370	(04) 白石区	北郷4条9丁目
M-312	091224129	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.03	2.66	昭和46年	900000	(04) 白石区	北郷5条9丁目
M-313	091323454	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.49	11.57	平成03年	021170	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-314	091323501	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.5	11.67	平成03年	021170	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-315	101110076	(09) 3号型マンホール（角型）	20.67	3.47	昭和44年	001926	(04) 白石区	本通3丁目南
M-316	101110108	(09) 3号型マンホール（角型）	20.9	4.18	昭和44年	001926	(04) 白石区	本通3丁目北
M-317	101110115	(09) 3号型マンホール（角型）	24.24	7.36	昭和44年	001926	(04) 白石区	本通3丁目北
M-318	101110120	(09) 3号型マンホール（角型）	24.18	7.14	昭和44年	001926	(04) 白石区	本通3丁目南
M-319	101110174	(09) 3号型マンホール（角型）	23.02	6.57	昭和54年	007832	(04) 白石区	本通4丁目北
M-320	101115156	(09) 3号型マンホール（角型）	22.95	6.27	昭和54年	007832	(04) 白石区	本通4丁目南
M-321	101203054	(05) 5号型マンホール	14.55	6.22	昭和42年	001556	(04) 白石区	北郷3条7丁目
M-322	101204121	(09) 3号型マンホール（角型）	11.26	5.31	昭和45年	002226	(04) 白石区	北郷3条9丁目
M-323	101205201	(09) 3号型マンホール（角型）	8.79	3.7	昭和48年	003693	(04) 白石区	北郷4条11丁目
M-324	101205202	(09) 3号型マンホール（角型）	9.33	4.17	昭和48年	003693	(04) 白石区	北郷4条11丁目
M-325	101205274	(01) 1号型マンホール	8.58	3.51	昭和48年	003693	(04) 白石区	北郷4条11丁目
M-326	101205306	(09) 3号型マンホール（角型）	9.45	4.55	昭和48年	003693	(04) 白石区	北郷4条11丁目
M-327	101209103	(09) 3号型マンホール（角型）	11.7	5.4	昭和45年	002226	(04) 白石区	北郷3条9丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-328	101210204	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.87	7.55	昭和59年	013908	(04) 白石区	北郷2条1 1丁目
M-329	101210207	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.8	7.42	昭和59年	013939	(04) 白石区	北郷2条1 1丁目
M-330	101210208	(09) 3号型マンホール（角型）	11.02	5.41	昭和48年	003694	(04) 白石区	北郷2条1 1丁目
M-331	101212062	(09) 3号型マンホール（角型）	19.08	4.41	昭和47年	002970	(04) 白石区	平和通7丁目南
M-332	101212063	(09) 3号型マンホール（角型）	19.65	4.63	昭和47年	002970	(04) 白石区	平和通7丁目南
M-333	101212103	(09) 3号型マンホール（角型）	18.58	4.35	昭和47年	002970	(04) 白石区	平和通7丁目北
M-334	101212105	(09) 3号型マンホール（角型）	19.97	5.51	昭和47年	002970	(04) 白石区	平和通7丁目北
M-335	101214152	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.78	4.86	昭和54年	007773	(04) 白石区	北郷1条1 0丁目
M-336	101214153	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.7	5.74	昭和54年	007773	(04) 白石区	北郷1条1 0丁目
M-337	101214157	(21) 制水ゲート	12.86	5.61	昭和62年	016710	(04) 白石区	平和通1 1丁目北
M-338	101214803	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	6.88	6.88	昭和54年	007773	(04) 白石区	北郷1条1 0丁目
M-339	101214807	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.2		昭和62年	016710	(04) 白石区	平和通1 1丁目北
M-340	101219152	(09) 3号型マンホール（角型）	13.63	5.2	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 1丁目北
M-341	101219155	(06) 6号型マンホール	13.53	6.09	昭和62年	016710	(04) 白石区	平和通1 1丁目北
M-342	101219157	(09) 3号型マンホール（角型）	13.84	3.61	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 2丁目北
M-343	101219800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.74	4.3	昭和62年	016710	(04) 白石区	平和通1 1丁目北
M-344	101220001	(09) 3号型マンホール（角型）	13.82	3.94	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 2丁目北
M-345	101220002	(09) 3号型マンホール（角型）	13.86	3.81	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 2丁目北
M-346	101224156	(09) 3号型マンホール（角型）	14.8	3.44	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 4丁目北
M-347	101224159	(09) 3号型マンホール（角型）	16.16	4.2	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 4丁目北
M-348	101224163	(09) 3号型マンホール（角型）	15.51	3.46	昭和48年	003357	(04) 白石区	平和通1 4丁目南
M-349	101225001	(03) 3号型マンホール（円型）	13.97	3.3	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 4丁目北
M-350	101225002	(04) 4号型マンホール	14.51	3.68	昭和46年	002524	(04) 白石区	平和通1 4丁目北
M-351	101301269	(09) 3号型マンホール（角型）	10.18	5.72	昭和48年	003692	(04) 白石区	北郷4条1 2丁目
M-352	101301368	(09) 3号型マンホール（角型）	10.45	6.19	昭和48年	003692	(04) 白石区	北郷4条1 3丁目
M-353	101301374	(09) 3号型マンホール（角型）	10.5	6.33	昭和48年	003692	(04) 白石区	北郷4条1 3丁目
M-354	101302212	(09) 3号型マンホール（角型）	10.2	6.5	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条2丁目
M-355	101302218	(09) 3号型マンホール（角型）	9.94	6.02	昭和48年	003692	(04) 白石区	川下4条2丁目
M-356	101302226	(09) 3号型マンホール（角型）	9.95	5.88	昭和48年	003692	(04) 白石区	川下4条2丁目
M-357	101302227	(09) 3号型マンホール（角型）	10.27	6.19	昭和48年	003692	(04) 白石区	北郷4条1 3丁目
M-358	101302256	(03) 3号型マンホール（円型）	9.95	6.27	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条2丁目
M-359	101302310	(09) 3号型マンホール（角型）	9.91	6.37	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条3丁目
M-360	101302369	(09) 3号型マンホール（角型）	10	6.64	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-361	101302556	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.9	2.79	昭和48年	003682	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-362	101302559	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.97	2.94	昭和48年	003682	(04) 白石区	川下5条4丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-363	101302561	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.87	9.07	平成05年	023189	(04) 白石区	川下5条3丁目
M-364	101303267	(09) 3号型マンホール（角型）	9.77	6.58	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-365	101303276	(06) 6号型マンホール	9.67	6.58	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下4条5丁目
M-366	101303307	(09) 3号型マンホール（角型）	13.43	10.4	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-367	101303308	(04) 4号型マンホール	10.43	7.43	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-368	101303322	(21) 制水ゲート	2.98	0	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-369	101303352	(04) 4号型マンホール	11.15	8.27	昭和47年	003079	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-370	101303353	(04) 4号型マンホール	10.6	7.75	昭和47年	003079	(05) 厚別区	厚別西5条1丁目
M-371	101303355	(21) 制水ゲート	2.91	0	昭和47年	003080	(04) 白石区	川下5条4丁目
M-372	101303513	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.88	13.76	平成05年	023189	(04) 白石区	川下4条5丁目
M-373	101303953	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.88	14.62	平成03年	021170	(04) 白石区	川下4条5丁目
M-374	101307516	(09) 3号型マンホール（角型）	10.64	2.88	昭和49年	004113	(04) 白石区	川下3条4丁目
M-375	101312541	(09) 3号型マンホール（角型）	10.7	2.81	昭和49年	004113	(04) 白石区	川下3条4丁目
M-376	101312555	(09) 3号型マンホール（角型）	10.8	2.81	昭和48年	003685	(04) 白石区	川下3条4丁目
M-377	101313560	(09) 3号型マンホール（角型）	12.1	3.15	昭和48年	003685	(04) 白石区	川下3条7丁目
M-378	101314413	(09) 3号型マンホール（角型）	12.4	3.35	昭和48年	003685	(04) 白石区	川下3条7丁目
M-379	101314414	(02) 2号型マンホール（円型）	12.04	2.87	昭和51年	005275	(04) 白石区	川下2条8丁目
M-380	111204152	(09) 3号型マンホール（角型）	15.13	2.93	昭和48年	003357	(04) 白石区	平和通14丁目南

診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-440	101209052	(01) 1 号型マンホール	5.5	2.52	昭和51年	005622	(02) 北区	新琴似 1 2 条 6 丁目
M-441	101209102	(01) 1 号型マンホール	6.59	2.41	昭和51年	005652	(02) 北区	新琴似 4 条 7 丁目
M-442	071222161	(01) 1 号型マンホール	7.6	2.34	昭和47年	003310	(02) 北区	新琴似 7 条 2 丁目
M-443	081202151	(01) 1 号型マンホール	5.34	6.18	昭和57年	012277	(02) 北区	あいの里 2 条 7 丁目
M-444	021114601	(02) 2 号型マンホール（円型）	7.01	3.6	昭和47年	003310	(02) 北区	新琴似 7 条 2 丁目
M-445	021109309	(01) 1 号型マンホール	5.3	5.54	昭和57年	012277	(02) 北区	あいの里 1 条 7 丁目
M-446	021114307	(01) 1 号型マンホール	6.03	3.96	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 7 丁目
M-447	021114251	(01) 1 号型マンホール	5.75	3.08	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 6 丁目
M-448	021114252	(01) 1 号型マンホール	5.92	3.52	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 6 丁目
M-449	021114203	(01) 1 号型マンホール	5.59	2.65	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 6 丁目
M-450	021114301	(01) 1 号型マンホール	5.62	5.46	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 7 丁目
M-451	021114407	(02) 2 号型マンホール（円型）	5.55	2.2	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 6 丁目
M-452	021109310	(01) 1 号型マンホール	5.48	5.52	昭和57年	012277	(02) 北区	あいの里 1 条 7 丁目
M-453	021114501	(02) 2 号型マンホール（円型）	5.75	2.63	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 6 丁目
M-454	021114306	(01) 1 号型マンホール	5.85	3.99	昭和58年	013452	(02) 北区	あいの里 1 条 7 丁目

管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

1) 業務着手届

2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

①技術者等経歴書

②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）

③資格要件を証明する書類の写し

3) 業務日程表

(2) 業務実施中

1) 業務計画書

(3) 完了時

1) 業務完了届

2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、その都度承認を受けるものとする。

1.9 主任技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。

(2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。

(3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

(4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 担当職員

(1) 本市は、設計業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときには、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

第3章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

3.3 調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きょの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きょの計算を伴わないマンホール

についてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

(1) レベル 1 の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル 1 及びレベル 2 の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

4.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

4.4 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（ $S=2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図（縦断： $S=1/100$ 、平面： $S=1/500$ ）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

4.5 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

第 5 章 照査

5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（詳細診断）

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 2 部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き 2 部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き 2 部
(4) 成果品目録		A4 判製本 2 部
(5) 報告書		A4 判製本 2 部
(6) 打合せ議事録		A4 判製本 2 部
(7) その他参考資料（老朽度調査記録資料他）		原稿一式

6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品 2 部（正・副各 1 部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

- 媒体の仕様 : CD または DVD
- 媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下 2 桁) + 業務番号 4 桁 例 : 240010)
- 業務名称 (例 : 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)
- 完了年月 (例 : 2024 年〇月)
- 委託者名 (課名) (例 : 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)
- 受託者名 (例 : □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報（詳細は(3)参照）

ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

（使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること）

PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

業務管理ファイル（Microsoft Excel）

（詳細は(4)に記載）

(2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス（パターンファイル）定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業 務 名		第 号（※1） 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇（※2）		
受 注 者		□□□□コンサルタント株式会社（※3）		
		主任技術者：（※3）		連絡先：（※3）
TECRIS 登録番号		※4		
ソフトウェア 情報	番 号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2024年の業務番号101番→「240101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）

※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領 (札幌市下水道河川局事業推進部)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 (〃)
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (〃)
- (6) 下水道管路施設設計の手引き (〃)
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル (〃)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (〃)
- (9) 下水道施設耐震計算例ー管路施設編 (〃)
- (10) 下水道推進工法の指針と解説 (〃)
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (〃)
- (12) 水理公式集 (土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書 (〃)
- (14) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (〃)
- (15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (〃)
- (16) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (〃)
- (17) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (18) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (19) 札幌市道路占用規則等
- (20) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (21) 道路土工ー仮設構造物工指針 (〃)
- (22) 道路土工ー擁壁工指針 (〃)
- (23) 道路土工ーカルバート工指針 (〃)
- (24) 共同溝設計指針 (〃)
- (25) 道路橋示方書・同解説 (〃)
- (26) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (27) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)

第 8 章 業務カルテの作成・登録

8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報入力システム（TECRIS）（一財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。

第 9 章 安全対策関係

9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、処理工法の変更、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B	備考
現地踏査及び現地作業	1 人／日	2 人／日	市街地及び公安委員会 認定路線
現地踏査及び現地作業	0 人／日	3 人／日	上記以外

交通誘導警備員 A については、次項における 1 級又は 2 級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 級又は 2 級検定合格警備員を 1 人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－１ 資格要件分類表

要件分類	資 格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM のいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について（大卒：13 年、短大・高専卒：15 年、高卒：17 年）以上の実務経験を有する者

表－２ 下水道法に規定された資格要件（下水道法施行令第 15 条第 1 項の一部を抜粋）

- | |
|---|
| <p>1. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。</p> <p>イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（以下、省略）</p> <p>2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。</p> <p>イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（以下、省略）</p> <p>3. 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条</p> |
|---|

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。